

# 市民相談

市役所中館1階市民活動推進課（市民相談担当）で、専門家による相談を受け付けています。対象は市内在住の人。なお、裁判中や調停中、弁護士などに依頼済みの場合は対象外です。詳細や相談の予約は同担当☎6489-6400へ。

## 予約の必要な相談（予約は相談の当日午前9時から電話で先着順）

相談項目	日程	相談内容	相談員
交通事故※1	毎週月～木曜日午前10時～正午・午後1時～5時	交通事故に伴う示談、損害賠償請求、調停など事故解決に関する事	交通事故相談員
生活法律	毎週火・水・木曜日午後1時～4時	借地・借家、金銭貸借、相続など	弁護士
人権※2	毎週火曜日午後1時～4時	人権に関する事	人権擁護委員
家事	毎週木曜日午後1時～4時	離婚、夫婦、親子や男女関係など	家事専門相談員
登記	第2・4水曜日午後1時～4時	所有権移転、相続などによる各種登記の手続きに関する事	司法書士、土地家屋調査士
公正証書※2	第2木曜日午後1時～4時	遺言書や各種契約などの公正証書作成に関する事	公証人
犯罪被害者支援※3	第3月曜日(変更の場合あり)午後1時～4時	犯罪被害に遭った人が抱える悩みに関する事	犯罪被害相談員

※1 予約は6489-6404へ。※2 予約は当日の午前11時30分までに。※3 予約は相談日の前週木曜日までに

## 予約の不要な相談

相談項目	日程	相談内容	相談員
税務	第1・2・3火曜日(変更の場合あり)午後1時～4時	所得税・消費税・相続税・贈与税などの国税に関する事	税理士
労務・年金	第1・3水曜日午後1時～4時	就業に係る問題や年金に関する事	社会保険労務士
不動産	第1・3木曜日午後1時～4時	土地・建物の賃貸借、売買に関する事	宅地建物取引士
国政	第2・4金曜日午後1時～3時	国の行政に関する事	行政相談委員

受け付けは相談時間終了の30分前までに